

●香川県告示第248号

香川県建設工事共同企業体事務取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成23年6月10日

香川県知事 浜田恵造

香川県建設工事共同企業体事務取扱要領の一部を改正する要領

香川県建設工事共同企業体事務取扱要領（平成元年香川県告示第313号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第3条 略 (1)～(4) 略 (5) 資格審査 資格基準第2条第2項に規定する資格審査をいう。 (6) 等級 資格基準第3条第2項に規定する区分をいう。	(定義) 第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (5) 資格審査 <u>資格基準第8条において準用する資格基準第2条第1項に規定する資格審査をいう。</u> (6) 等級 <u>資格基準第2条第3項（資格基準第8条において準用する場合を含む。）に規定する区分をいう。</u>
(契約書の作成) 第9条 略 2 前項の契約書は、工事請負契約書（別記様式）によるものとする。 3 略	(契約書の作成) 第9条 略 2 前項の契約書は、工事請負契約書（第1号様式）によるものとする。 3 略

別記様式（第9条関係）

工事請負契約書

1 工事名
2 工事の場所
3 工期

自至 年年 月月 日日

請負代金額		億	千	百	十	万	千	百	十	円
請負代金額のうち消費税及び地方消費税の額		億	千	百	十	万	千	百	十	円
契約保証金額		億	千	百	十	万	千	百	十	円

[建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事の該当の有無]

- 該当する（分別解体等の方法等については、別紙のとおり）
該当しない

上記の工事について、発注者香川県と受注者 共同企業体とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、香川県建設工事執行規則第26条第2項の規定に基づき知事が定める工事請負契約約款により請負契約を締結し 信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

受注者の各構成員は、別添特定建設工事共同企業体協定書に従い、上記の工事を共同連帶して請け負い、その他契約上生じる債務につき発注者に対して連帯責任を負うものとする。

本契約の証として本書 通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

発注者	香川県
住所	
契約担当者職氏名	印
受注者	特定建設工事共同企業体の所在地 特定建設工事共同企業体の名称 共同企業体
代表者	住所 商号又は名称 代表者氏名 住所 商号又は名称 代表者氏名
	印

備考 1 請負代金額等の金額欄には、アラビア数字をもってインクで記入するとともに、頭書に￥の記号を付記すること。
2 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事の該当の有無」については、いずれかの□に「レ」を記入し、該当する場合は特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第4条に規定する事項を記載した書面を添付すること。

附 則

- 1 この要領は、平成23年6月10日から施行する。
2 改正後の別記様式は、平成23年6月10日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

第1号様式（第9条関係）

工事請負契約書

1 工事名
2 工事の場所
3 工期

自至 年年 月月 日日

請負代金額		億	千	百	十	万	千	百	十	円
請負代金額のうち消費税及び地方消費税の額		億	千	百	十	万	千	百	十	円
契約保証金額		億	千	百	十	万	千	百	十	円

[建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事の該当の有無]

- 該当する（分別解体等の方法等については、別紙のとおり）
該当しない

上記の工事について、発注者香川県と請負者 共同企業体とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、香川県建設工事執行規則第26条第2項の規定に基づき知事が定める工事請負契約約款により請負契約を締結し 信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

請負者の各構成員は、別添特定建設工事共同企業体協定書に従い、上記の工事を共同連帶して請け負い、その他契約上生じる債務につき発注者に対して連帯責任を負うものとする。

本契約の証として本書 通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

発注者	香川県
住所	
契約担当者職氏名	印
請負者	特定建設工事共同企業体の所在地 特定建設工事共同企業体の名称 共同企業体
代表者	住所 商号又は名称 代表者氏名 住所 商号又は名称 代表者氏名
	印

備考 1 請負代金額等の金額欄には、アラビア数字をもってインクで記入するとともに、頭書に￥の記号を付記すること。
2 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事の該当の有無」については、いずれかの□に「レ」を記入し、該当する場合は特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第4条に規定する事項を記載した書面を添付すること。